

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	農業政策課	整理番号	3-4
許認可等の種類	共済事業規程の制定、変更又は廃止の承認				
根拠法令条例等・条項	農業協同組合法第11条の17				
許認可等の概要	農業協同組合の共済規程の制定、変更又は廃止の承認				
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>①組合が共済事業を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みが良好であること</p> <p>②組合が、その人的構成等に照らして、共済事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること</p> <p>③農業協同組合法施行規則第11条に規定する記載事項が共済規程に記載されていること</p> <p>④共済規程に規定された事項のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが次に掲げる基準に適合するものであること</p> <p>ア 共済契約の内容が、共済契約者、被共済者、共済金等を受け取るべきものその他の関係者(以下「共済契約者等」という。)の保護に欠けるおそれのないものであること</p> <p>イ 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと</p> <p>ウ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良な風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること</p> <p>エ 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること</p> <p>オ 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法が、合理的かつ妥当なものであり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと</p> <p>⑤決定手続は、法第44条、第45条等に照らして適法に行われていること</p>				
基準の制定根拠	「共済事業向けの総合的な監督指針」(平成18年3月31日付け17経営第7481号農林水産省経営局長通知)				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	2月				
期間の制定根拠	組合の設立認可の標準処理期間に準ずる				